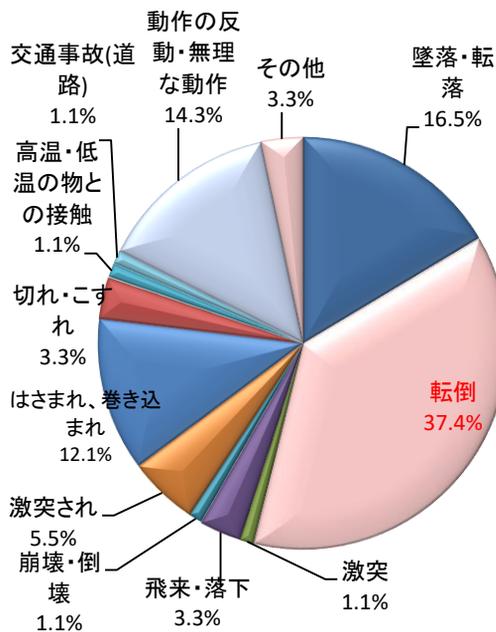




令和5年の労働災害発生状況

業種	発生年	令和4年全期	令和5年5月末（速報値）		
		死傷(死亡) 下段はコロナ 除く	死傷(死亡) 下段はコロナ 除く	前年同期比 下段はコロナ 除く	増減率
全産業		425 (1) 313 (1)	91 89	125 120	-27.2% -25.8%
製造業		73 70	21 21	27 27	-22.2% -22.2%
鉱業		2 2	0 0	2 2	-100.0% -100.0%
建設業		45 (1) 43 (1)	8 8	20 18	-60.0% -55.6%
土木工事業		19	4	9	-55.6%
建築工事業		20	2	7	-71.4%
その他建設業		6 (1) 6 (1)	2 2	4 4	-50.0% -50.0%
陸上貨物運送事業		44 44	14 14	19 19	-26.3% -26.3%
林業		4 4	3 3	2 2	50.0% 50.0%
商業		46 46	21 21	16 16	31.3% 31.3%
接客娯楽業		16 16	6 6	6 6	
保健衛生業		141 41	12 10	18 15	-33.3% -33.3%
医療業		68 5	2 2	2 1	100.0%
社会福祉施設		73 36	10 8	16 14	-37.5% -42.9%

【災害の傾向（事故の型別）】



【令和5年1月～5月】

第96回 全国安全週間の実施について

期 間：令和5年7月1日(土)～7日(金)

【準備期間：令和5年6月1日(木)～30日(金)】

【スローガン】

高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に続けられ、今年で96回目を迎えます。

安全週間準備期間及び本週間期間中においては、事業場内の安全衛生管理水準向上のため、下記実施要綱を参考に安全衛生管理活動を展開し、事業場内の安全意識高揚、災害リスク低減に努めましょう。

事業場における実施事項(抜粋)

安全週間及び準備期間中に実施する事項

- ① 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
- ② 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
- ③ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- ④ リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- ⑤ 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承

労働保険の年度更新のご案内

申告・納付は6月1日(木)から7月10日(月)までに!

労働保険年度更新申告書受付・相談コーナー

開催期間	会場	所在地	時間	電話番号
7月6日(木) 7月7日(金) 7月10日(月)	古川労働基準監督署 1階会議室	大崎市古川駅南 2-9-47	9:00~12:00 13:00~16:00	0229-22-2112

◆ 駐車場の混雑が予想されますので、車でお越しの際は旨あらかじめご了承ください。

◆ 上記期間以外についても、監督署窓口にて相談・受付を行っています。

※ 保険料は金融機関(銀行・郵便局)での納付をお願いします。

STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

令和5年5月~9月

5月から9月にかけて実施している、STOP!熱中症クールワークキャンペーンは、7月が重点取組期間となっております。各事業場におかれましては、安全衛生委員会や衛生管理者等が中心となり、下記の重点事項を実施してください。

熱中症は屋外作業で発生するイメージが強いと思われがちですが、熱を発生する機械を使用する工場内、通風が不十分な屋内作業などでも発生しますので、十分な対策、労働者に対する熱中症の教育等を徹底し、熱中症予防に努めてください。

重点取組期間(7月1日~7月31日)

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行いましょ。
- 暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょ。
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底しましょ。
- 作業開始前に健康状態を確認し、職場巡視を増やしましょ。
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょ。
- 少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、すぐに救急車を呼びましょ。



※熱中症ポータルサイトを
ご活用くだ
さい

第14次労働災害防止計画

計画期間: 令和5年(2023年)4月1日~令和10年(2028年)3月31日

労働災害防止計画は労働災害を減少させるために国が重点的に取り組む事項について定めた計画で、5ヶ年毎に労働災害防止計画を定めており、今年度は第14次労働災害防止計画の初年度となります。大きく分けて8つの重点対策を推進します。計画の目標として、アウトプット指標(事業者において実施される事項)とアウトカム指標(アウトプット指標達成により期待される事項)を示していますので、各重点事項における対策を実施し、死亡災害ゼロ、死傷災害の減少に向けた取り組みをお願いします。

〇8つの重点対策

高齢労働者の
労働災害防止対策
の推進

自発的に安全衛生対策
に取り組むための
意識啓発

労働者の作業行動に
起因する労働災害防止
対策の推進

多様な働き方への対応
や外国人労働者等の労働
災害防止対策の推進

社会的に評価される環境整備、
災害情報の分析強化、DXの推進

業種別の労働災害防止
対策の推進

個人事業者等に対する
安全衛生対策の推進

陸上貨物運送事業、
建設業、製造業、林業

労働者の健康確保対策
の推進

化学物質等による健康
障害防止対策の推進

化学物質、石綿、粉じん
熱中症、騒音、電離放射線

メンタルヘルス、過重労働、
産業保健活動



※概要はこちら

